

【概要版】

令和7年 カムチャツカ半島付近の地震による津波警報の対応の点検結果

概況	被害状況	避難状況
<ul style="list-style-type: none"> 発生日時 7月30日 午前8時25分ごろ 津波警報発表 同日 午前9時40分 ※静岡県沿岸への津波 到達予想時刻 同日 午前11時30分 高さ 3m 到達時刻 同日 午後0時10分頃 高さ 約20cm 天候 晴天 最高気温 34.2℃ ※熱中症警戒アラート発表 	<ul style="list-style-type: none"> 津波浸水 なし 人的 なし 物的 なし ※道路、電力、その他インフラ関連施設の被害なし 津波警報発表の間、JR東海道線及び天竜浜名湖鉄道線は運休 遠鉄バスはJR浜松駅以南の路線で運休 	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示 発令 7月30日 午前9時40分 解除 同日 午後6時30分 区域 中央区舞阪町（西町、砂町、吹上、弁天島）、江之島町 世帯/人数 2,419世帯/5,693人 避難状況 開設した緊急避難施設 23か所（うち避難指示区域 7か所） 避難者情報 993人（うち避難指示区域 246人） ※市が把握したもの。他施設に避難した可能性あり

良好であった点

- ・浜松市津波避難計画（以下、「本市計画」と言う。）に基づき、避難指示の発令、市民への注意喚起が実施できた。
- ・浜松市消防ヘリコプターは耐空検査のため非稼働であったが、国交省中部地方整備局のヘリコプターが当市海岸地域を飛行し、動画回線による情報提供を受けることができた。
- また代替手段として高所カメラ等による状況監視も行った。
- ・一部の市民や企業等は、津波警報又は避難指示の発令に伴い直ちに避難行動をとり、市民等が小中学校等の緊急避難場所に避難した。
- ・小中学校等での避難者の受入れは、教職員により概ね円滑に行われ、上層階の空調設備のある場所へ避難ができた。
- ・職員が所在する施設では、飲料水・備蓄食料の配付が柔軟に行われた。

主な課題と今後の対応

項目	課題	今後の対応	実施年度	危機管理課以外の関係課等
1. 市民等の避難行動（避難対象区域と避難先）	市は、津波到達予想時刻まで約2時間あったことから、発令区域外への避難を促し、発令区域外に緊急避難場所を開設することも必要であった。	市は、発令区域外の緊急避難場所を選定するとともに、その避難場所には地区防災班員を配備することを本市計画に追記する。 遠地津波の場合には、津波到達予想時刻までの時間に合わせた避難行動を同報無線、防災ホットとメール、LINE及び広報車などで伝達する。 本市計画修正に伴い、庁内各課等はそれぞれのBCP等の対応マニュアルの見直しを行う。	令和7年度【着手済み】 令和7年度～ 令和7年度	区振興課・行政C・支所 区振興課・行政C・支所 各課等
	市民や企業等は、発令区域外への避難が、避難行動の一つであることを知らなかった可能性がある。	各市民が避難のための時間・移動手段が確保できる場合は発令区域外へ、確保できない場合は近くの緊急避難場所へ避難することを、本市計画に追記する。	令和7年度【着手済み】	
	市民や企業等は、発令区域を知らずに、津波警報、避難指示の情報のみで行動した可能性がある。	本市計画に定められた避難対象地区及び避難行動（発令区域外への避難を含める）について、チラシを作成し津波避難訓練などで配布するとともに、ホームページや出前講座などで周知する。 企業のBCP等の対応マニュアルに反映するため、浜松商工会議所等と連携して、市内の企業に対し本市計画（定められた避難対象地区及び避難行動など）について説明する機会を設ける。	令和7年度～ 令和7年度～	区振興課・行政C・支所
2. 避難者の受入れ体制 (1)職員等がいる場合（平日・日中の小中学校等の市施設）	児童・生徒が在学中の場合、教職員は児童・生徒を最優先で対応するため、避難者対応は二の次になり、職員も誘導などを行う必要があることから、要配慮者の支援など避難者どうしで助けあって避難する必要がある（共助）。	要配慮者が参加する津波避難訓練を促進する。 市民に、避難誘導や要配慮者の支援などを避難者どうしの共助で対応することについて、チラシを作成して地域が行う津波避難訓練などで配布するとともに、ホームページや出前講座などで周知する。 事前に緊急避難場所となる各施設の施設管理者と区・行政センターは、避難者への対応（誘導の方法、備蓄の放出、各区等への避難者情報の伝達など）について協議し、より円滑な避難者の受け入れに努める	令和7年度～ 令和7年度～ 令和7～8年度	区振興課・行政C・支所・健康福祉部（福祉部局）・国際課・各学校 区振興課・行政C・支所 区振興課・行政C・支所・健康安全課等施設所管課

項目	課題	今後の対応	実施年度	危機管理課以外の関係課等	
(2)職員等がない場合 (津波避難タワー・マウンド、民間施設、夜間、休日)	キーボックス内の鍵の位置、ケイカル板の破壊方法、いざという場合にはガラスの破壊もOKなどの施設ごとの入り方について、再度、市民等に事前に理解してもらう必要がある。	施設ごとの入り方について、避難者が躊躇なく破壊して避難できることや津波避難タワーの入口の開け方などについて、入口付近に掲示するとともに、チラシを作成して地域が行う津波避難訓練などで配布するほか、ホームページ、出前講座などで周知する。	令和7～8年度	区振興課・行政C・支所・健康安全課等施設所管課	
	避難者がいる場合は、避難者が緊急避難場所から各区等に避難者の数を報告する体制が必要である。	緊急避難場所に避難した場合、避難者数や体調が悪い方の有無などを避難者が区振興課等へ報告できるように避難スペースに連絡先を掲示する（協力できる民間施設を含む）。	令和7～8年度	区振興課・行政C・支所・健康安全課等施設所管課	
3. 緊急避難場所での長時間滞在 (1) 天候対策	屋外の緊急避難場所への避難であっても、避難者が熱中症や低体温症など気象条件による体調不良を起こさないような対策に努める必要がある。	津波避難タワー・マウンドなどの屋外施設のみのところは、熱中症・低体温症対策を検討し、対応する。	令和7～9年度 【着手済み】		
		市民に対し、日頃から非常用持ち出し品として1日程度を目安に避難できるように飲料水、食料、携帯トイレ、携帯ライト、ハンディ扇風機や冷却シートなどの熱中症対策品、アルミブランケットやカイロなどの低体温症対策品などをリュックサック等（両手が空くもの）に詰め、玄関等の避難ルートに配備することについて、チラシを作成して津波避難訓練で配布するとともに、ホームページや出前講座などで周知する	令和7年度～	区振興課・行政C・支所	
	(2) 津波避難タワーなどの屋外でのトイレ対策	長時間の避難に備え、既存トイレのない施設では、携帯トイレを用意する必要がある。	津波避難タワー・マウンドや市施設の緊急避難場所への携帯トイレ等を配備する。	令和7年度 【着手済み】	
			上記3(1)下欄に同じ。	令和7年度～	区振興課・行政C・支所
(3) 飲料水・非常食料等の備蓄品の配付	飲料水や非常食の配付が、施設によって対応が異なったことから、配付条件を明確にして緊急避難場所となる施設に再周知を行う必要がある。	飲料水や非常食の配付の考え方について本市計画に追記するとともに、施設管理者や職員に周知する。	令和7年度 【着手済み】		
			上記3(1)下欄に同じ。	令和7年度～	区振興課・行政C・支所
(4) 施設の使用マナー	避難者に、避難の間に出たゴミは自分で持ち帰る等のマナーを意識させる必要がある。	避難行動時のマナーを市民に理解してもらうためのチラシを作成して津波避難訓練などで配布するとともに、ホームページや出前講座などで周知する。	令和7年度～	区振興課・行政C・支所	
4. 配備体制と基準 (津波警報時)	今回は幸いにも浸水被害は発生しなかったが、被害発生時に全庁的な対応を迅速にするため、津波警報時に災害対策本部体制にするなど、配備体制について検討する必要がある。	津波警報時の配備体制を検討する。	令和7年度 【着手済み】		